

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行 について（通知）

気 水 第 147 号
令和 4 年 3 月 8 日

1 改正の趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）に基づく一部の手続きについては、事務処理の特例に関する条例（以下「事務処理特例条例」という。）に基づき市町村を経由して書類の受理を行っている。このうち一部手続きについては、令和 3 年 12 月 24 日付け事務処理特例条例の改正により、令和 4 年 4 月 1 日から市町村の経由を廃止し、所管の県機関において直接受理することとなった。

このため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 94 条に規定する書類の提出部数について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

① 経由事務を廃止する区域における書類の提出部数について、これまで正本 1 通及びその写し 1 通としていたものを正本 1 通とするよう改める。

【経由事務を廃止する区域】

- ・ 指定事業所及び周辺環境配慮事業者に関する手続き：町村域
- ・ 地下水採取許可に関する手続き：全区域

② 引き続き市町村を経由する書類のうち、これまで提出部数を正本 1 通のみとしていた大型小売店における夜間小売業に関する手続きに係る書類について、正本 1 通及びその写し 1 通とするよう改める。

③ 条例第 2 章、第 42 条の 3 第 1 項、第 6 章第 6 節及び第 9 章の規定により提出する書類について、事業所等の位置が 2 以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、当該区域を所管する関係機関の数に相当する部数が必要になることから、知事が別に定める部数とするよう改める。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日